

京都市狭あい道路等整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する狭あい道路等における幅員と通行に支障のない形状を確保するため、その整備の促進に関し必要な事項を定め、もって、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 法第42条第2項の規定により指定を受けた道をいう。
- (2) 拡幅予定型位置指定道路 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条の基準に適合するものとして法第42条第1項第5号の規定に基づき指定された道路のうち、指定幅員が現に確保されていない道路及び指定を受けた隅切りが現に確保されていない部分を含む道路をいう。
- (3) 通路 法第42条の規定に基づく道路に該当しない道をいう。
- (4) 狭あい道路等 狭あい道路、拡幅予定型位置指定道路及び通路をいう。
- (5) 建築主等 建築主、工作物の築造主又は土地の所有者をいう。
- (6) 道路後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう（法第42条第3項の規定により、中心線からの水平距離の指定を受けたものを含む。）。
- (7) 道路中心線 狭あい道路及び拡幅予定型位置指定道路の中心線をいう。
- (8) 通路後退線 法第43条第1項の規定に適合しない敷地の後退線をいう。
- (9) 通路中心線 通路の中心線をいう。
- (10) 後退用地 狭あい道路と道路後退線に挟まれた土地及び通路と通路後退線に挟まれた土地並びに拡幅予定型位置指定道路の指定幅員が現に確保されていない部分及び指定を受けた隅切りが現に確保されていない部分をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この要綱に基づく狭あい道路等の整備に関し、狭あい道路等に接する土地において建築物の建築又は工作物の築造をしようとする者、狭あい道路等に接する土地又はその上の建築物若しくは工作物の所有者及び占有者並びに指定確認検査機関の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、狭あい道路等に接する土地において建築物の建築又は工作物の築造をしようとする者及び指定確認検査機関に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

(建築主及び工作物の築造主の責務)

第4条 狭あい道路等に接する土地において建築物の建築又は工作物の築造をしようとする者は、この要綱に基づく狭あい道路等の整備の目的を理解し、その実施に努めなければならない。

(土地等の所有者等の責務)

第5条 狭あい道路等に接する土地又はその上の建築物若しくは工作物の所有者及び占有者は、この要綱に基づく狭あい道路等の整備の目的を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

(指定確認検査機関の責務)

第6条 指定確認検査機関は、この要綱に基づく狭あい道路等の整備の目的を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

(狭あい道路整備の申出)

第7条 建築主等は、狭あい道路に接する土地において、建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「建築物の建築等」という。）を行うときは、狭あい道路整備申出書（第1号様式）を市長に提出し、道路後退線の位置、後退用地の整備方法及び道路後退線の明示方法（以下「道路後退線の位置等」という。）について申し出るよう努めなければならない。

2 前項に規定する申出書の提出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。

(1) 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする日

(2) 法又はこれに基づく条例の規定による許可又は認定の申請をしようとする日

(狭あい道路整備の協議)

第8条 建築主等は、前条第1項に規定する申出に代えて、狭あい道路整備協議書（第2号様式）を市長に提出し、道路後退線の位置等及び道路中心線の位置について協議を行うことができる。

2 建築主等は、狭あい道路に接する土地において、法第42条第1項第5号の道路を築造するときは、狭あい道路整備協議書（第2号様式）を市長に提出し、道路後退線の位置等及び道路中心線の位置について協議を行うよう努めなければならない。

3 前項に規定する協議書の提出は、建築基準法施行規則第9条の規定による申請をしようとする日までに行うものとする。

(拡幅予定型位置指定道路整備の申出)

第9条 建築主等は、拡幅予定型位置指定道路に接する敷地のうち、指定幅員が現に確保されていない部分及び指定を受けた隅切りが現に確保されていない部分に接する敷地において、建築物の建築等を行うときは、位置指定道路整備申出書（第3号様式）を市長に提出し、道路境界線の位置、後退用地の整備方法及び道路境界線の明示方法（以下「道路境界線の位置等」という。）について、当該位置指定道路の地籍図（京都市道路の位置の指定等に関する規則（以下「規則」という。）第2号様式）に基づき、申し出るよう努めなければならない。

2 前項に規定する申出書の提出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。

(1) 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする日

(2) 法又はこれに基づく条例の規定による許可又は認定の申請をしようとする日

（通路整備の申出）

第10条 建築主等は、法第43条第1項の規定に適合しない敷地において、建築物の建築等を行うときは、通路整備申出書（第4号様式）を市長に提出し、通路後退線の位置、後退用地の整備方法及び通路後退線の明示方法（以下「通路後退線の位置等」という。）について申し出るよう努めなければならない。ただし、法第43条第2項第2号の許可申請があり、通路後退線の位置等についての記載がある場合は、申し出があったものとみなす。

2 前項に規定する申出書の提出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。

(1) 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする日

(2) 法又はこれに基づく条例の規定による許可又は認定の申請をしようとする日

（通路整備の協議）

第11条 建築主等は、法第43条第1項の規定に適合しない敷地において、建築物の建築等を行うときは、前条に規定する申出に代えて、通路整備協議書（第5号様式）を市長に提出し、通路後退線の位置等及び通路中心線の位置について協議を行うことができる。

（狭あい道路整備の申出に基づく道路後退杭の支給）

第12条 市長は、第7条第1項に規定する申出があったときは、京都市建築基準条例第2条の2に規定する杭（以下「道路後退杭」という。）を建築主等に対して支給するものとする。

2 建築主等は、前項の規定により支給された道路後退杭を、所定の位置に設置しなければ

ならない。

- 3 建築主等は、道路後退杭を設置したときは、杭等設置報告書（第11号様式）によって、その位置について市長に報告し、その確認を受けるよう努めなければならない。

（狭あい道路整備の協議に基づく道路後退杭の支給及び道路中心線の支給）

第13条 市長は、第8条第1項又は同条第2項に規定する協議が完了したときは、道路後退杭及び道路中心線の位置を明示する道路中心線（第6号様式）を建築主等に対して支給するものとする。

- 2 建築主等は、前項の規定により支給された道路後退杭を、所定の位置に設置しなければならない。
- 3 建築主等は、道路後退杭及び道路中心線を設置したときは、杭等設置報告書（第11号様式）によって、その位置について市長に報告し、その確認を受けるよう努めなければならない。
- 4 平成26年4月1日以後に、新たに法第42条第2項により指定した道路又は法第42条第3項の規定により水平距離を指定した道路のうち、その中心位置が確定しているものについては、第1項の協議が完了したものとみなす。この場合において、同項中、「道路後退杭及び道路中心線の位置を明示する道路中心線（第6号様式）」とあるのは「道路中心線の位置を明示する道路中心線（第6号様式）」と読み替えるものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第2項及び第3項中、「道路後退杭及び道路中心線」とあるのは「道路中心線」と読み替えるものとする。

（拡幅予定型位置指定道路整備における指定道路境界杭の支給及び指定道路中心線の支給）

第14条 市長は、第9条第1項に規定する申出があったときは、道路境界線の位置を明示する指定道路境界杭（第7号様式）を建築主等に対して支給するものとする。

- 2 建築主等は、前項の規定により支給された指定道路境界杭を、所定の位置に設置するよう努めなければならない。
- 3 建築主等は、指定道路境界杭を設置したときは、指定道路境界杭設置報告書（第12号様式）によって、道路境界線の位置等について市長に報告するよう努めなければならない。
- 4 市長は、指定幅員が現に確保されていない部分を有する道において建築基準法施行規則第9条に定める申請があったときは、道路中心線の位置を明示する指定道路中心線（第8号様式）を当該申請者に対して支給するものとする。
- 5 前項の規定により指定道路中心線の支給を受けた者は、当該指定道路中心線を、所定の位置に設置するよう努めなければならない。
- 6 市長は、指定道路中心線を支給した場合は、法第42条第1項第5号の規定による指

定を行うときに、その設置及び位置を確認するものとする。

(通路整備の申出に基づく通路後退杭の支給)

- 第15条 市長は、第10条に規定する申出があったときは、通路後退線の位置を明示する通路後退杭（第9号様式）を建築主等に対して支給するものとする。
- 2 建築主等は、前項の規定により支給された通路後退杭を、所定の位置に設置するよう努めなければならない。
 - 3 建築主等は、通路後退杭を設置したときは、杭等設置報告書（第11号様式）によって、その位置について市長に報告し、その確認を受けるよう努めなければならない。

(通路整備の協議に基づく通路後退杭及び通路中心鈎の支給)

- 第16条 市長は、第11条第1項又は同条第2項に規定する協議が完了したときは、通路後退線の位置を明示する通路後退杭（第9号様式）及び通路中心線の位置を明示する通路中心鈎（第10号様式）を、建築主等に対して支給するものとする。
- 2 建築主等は、前項の規定により支給された通路後退杭及び通路中心鈎を、所定の位置に設置するよう努めなければならない。
 - 3 建築主等は、通路後退杭及び通路中心鈎を設置したときは、杭等設置報告書（第11号様式）によって、その位置について市長に報告し、その確認を受けるよう努めなければならない。

(準用)

- 第17条 本要綱における狭あい道路整備協議の規定は、道路中心線のみの確定を行う場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条第1項に規定する申出に代えて」とあるのは「道路中心線の確定を行うときは」と、「道路後退線の位置等及び道路中心線の位置」とあるのは「道路中心線の位置」と、第13条第1項中「道路後退杭及び道路中心線の位置を明示する道路中心鈎（第6号様式）」とあるのは「道路中心線の位置を明示する道路中心鈎（第6号様式）」と、同条第2項及び第3項中「道路後退杭及び道路中心鈎」とあるのは「道路中心鈎」と読み替えるものとする。
- 2 本要綱における狭あい道路整備協議の規定は、建築行為を伴わずに自主的に後退用地を整備する場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条第1項に規定する申出に代えて」とあるのは「後退用地の整備を行うときは」と読み替えるものとする。
 - 3 本要綱における通路整備協議の規定は、通路中心線のみの確定を行う場合について準用する。この場合において、第11条中「建築物の建築等を行うときは、前条に規定する申出に代えて」とあるのは「通路中心線の確定を行うときは」と、「通路後退線の位置等及び通路中心線の位置」とあるのは「通路中心線の位置」と、第16条第1項中「通路後退線の位置を明示する通路後退杭（第9号様式）及び通路中心線の位置を明示する

通路中心鈺（第10号様式）」とあるのは「通路中心線の位置を明示する通路中心鈺（第10号様式）」と、同条第2項及び第3項中「通路後退杭及び通路中心鈺」とあるのは「通路中心鈺」と読み替えるものとする。

- 4 本要綱における通路整備協議の規定は、建築行為を伴わずに、自主的に後退用地を整備する場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「建築物の建築等を行うときは、前条第1項に規定する申出に代えて」とあるのは「後退用地の整備を行うときは」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（京都市細街路対策事業実施要綱の廃止）

- 2 京都市細街路対策事業実施要綱（平成24年7月18日制定）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前に、京都市細街路対策事業実施要綱の規定による申出及び協議をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。